

平成十八年二月二十一日受領
答 弁 第 六 〇 号

内閣衆質一六四第六〇号

平成十八年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員市村浩一郎君提出海外からの高校留学生に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員市村浩一郎君提出海外からの高校留学生に関する質問に対する答弁書

一について

高等学校への外国人留学生の受入れについては、異なる文化を有する者の交流を通じて国際相互理解を増進し、国際性の涵養^{かん}に資するとともに、その後の留学や交流を促進し、ひいては諸外国との国際親善の増進に寄与するという点で、有意義であると考えている。

文部科学省においては、高等学校等における平成十六年度の国際交流の状況を調査し、高等学校等が受け入れた外国人留学生の総数及び出身国等別の数等について文部科学省のホームページに掲載しているが、学校ごとの数については、集計に要する作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

二について

高等学校が外国人留学生を受け入れる目的については、個別の場合ごとに多様であり、個々の受入れの目的は承知していない。

なお、運動部活動の競技水準の向上も含む目的で外国人留学生を受け入れる場合においても、一について述べたような外国人留学生の受入れの意義を踏まえて教育活動が行われることが重要であると考えている。

三について

高校生が出場するスポーツ大会には、競技種目や開催規模の点において様々な大会があり、主催者及び参加資格についても大会ごとに様々であるため、網羅的にお答えすることは困難である。

バスケットボール、駅伝及びサッカーを含む競技種目を対象に開催された平成十七年度全国高等学校総合体育大会については、主催者は、財団法人全国高等学校体育連盟、開催地の地方公共団体及び当該地方公共団体の教育委員会並びに各競技種目ごとの中央の競技団体である。また、同大会の参加資格については、「平成十七年度全国高等学校総合体育大会実施要項」（平成十七年五月二十四日財団法人全国高等学校体育連盟理事会決定）において、年齢は、昭和六十一年四月二日以降に生まれた者として等が定められている。また、同大会の外国人留学生等の参加資格については、「外国人留学生及び帰国生徒等の全国高等学校総合体育大会への参加について」（平成六年十一月十五日財団法人全国高等学校体育連盟理事会決定）において、外国人留学生等の参加人数は、競技種目ごとに学校ごとの参加人数のおおむね二十パーセント以内を原則とすること等が定められている。